

嘱託職員募集

令和 7 年度採用 七尾市社会福祉協議会 嘱託職員募集のご案内 [採用試験実施要項]

1 採用予定人数及び職務内容等

職 種	採用人数	職務内容
相談員 (嘱託職員)	1 名	生活困窮者等への相談支援業務
就業場所	七尾市御祓町 1 番地(パトリア 3 階)	
雇用期間	採用日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで ※条件付きで更新の場合あり	

2 応募資格

(1) 年齢及び資格等

① 年齢・福祉資格不問

※相談援助業務の経験、福祉資格があればなおよい。

② 第 1 種普通自動車免許(A T 限定可)を有する人

③ 地域福祉活動に対して関心と意欲のある人

④ パソコンでワード・エクセルを使用して入出力ができる人

(2) 次のいずれかに該当する方は受験できません。

① 日本の国籍を有しない人

② 成年被後見人又は被保佐人

③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

④ 日本国憲法施行の日から以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

3 選考方法及び場所について

選考は作文試験(50 分)と面接(人物試験)方式とし、随時行います。

七尾市御祓町 1 番地パトリア 3 階 七尾市社会福祉協議会

4 募集受付期間及び申し込み方法

(1) 受付期間

募集定数に達するまで、随時選考試験を実施します

(2) 申し込み方法

① 受付事務は、午前 9 時から午後 5 時まで行います。ただし、土曜、日曜日及び祝日は受付を行いません。

② 履歴書(職務経歴書)、資格証明書のコピー、ハローワークの紹介状を事務局まで持参または郵送して下さい。

③ 受付完了後、試験日を案内します。

5 試験結果の通知

受験者に対して、2週間以内に本人宛に文書で通知します。

6 採用の取消し

受験にあたって虚偽の内容があった場合、採用が取消しになります。

7 給与等の待遇

(1) 初任給 (令和7年1月1日現在)

月額給料
183,960円

(2) 諸手当

通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、資格手当、期末・勤勉手当(6月・12月 計4.6か月分 ※ただし、在職期間に応じて支給)、扶養手当、住居手当、業務手当等が、給与規程に基づいて支給されます。

(3) 休暇

年次有給休暇(4月採用は15日)のほか、特別休暇(結婚・出産・育児・介護・病気・忌引等)があります。

8 その他

(1) 労働条件等

- ① 就業の時間〔始業〕8時30分〔終業〕17時15分
原則 1日7時間45分(週平均時間38時間45分)
休憩時間 60分 所定時間外の労働の有
- ② 休日 日曜日、土曜日、国民の祝日、年末年始

(2) 福利厚生等

- ① 健康保険・厚生年金の加入、雇用保険の適用
- ② 退職金制度あり

(3) その他

服務等については、「嘱託職員等の服務及び賃金等に関する規程」及び「就業規則」に基づきます。

【お問い合わせ】

〒926-0811 七尾市御祓町1番地(パトリア 3階)

社会福祉法人七尾市社会福祉協議会

総務管理課：人事担当 直(なお)まで 電話 0767-52-2099